

木材産業構造改革整備（継続）
木材利用及び木材産業体制の整備推進（ハード分）
<強い林業・木材産業づくり交付金>

【平成19年度概算決定額 6,432,848（6,990,037）千円の内数】

事業のポイント

木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等を整備し、木材産業の構造改革を推進します。

（最近の木材をめぐる状況）

- ・ 平成17年の木材の自給率が7年振りに2割台を回復しました。
- ・ 国産材のみを扱う製材工場は約4,900工場（平成16年）ありますが、一工場当たりの平均素材入荷量は約1,900m³と小規模な工場（75kw未満）が約7割を占めています。
- ・ 品質・性能の確かな木製品の安定的な供給に対するニーズが高まっています。

政策目標

木材供給・利用量を10年間で35%拡大
1,700万m³（17年）→ 2,300万m³（27年）

<内容>

木材加工流通施設等の整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、合併・転業などの木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等の整備を支援します。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、貸付方式の高次加工施設、乾燥施設等の整備を支援します。

【交付率：定額（1／2、1／3）】

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等

<事業実施期間>

平成17年度～21年度（5年間）

[担当課：林野庁木材産業課]